**一般財団法人山口県剣道連盟剣道・居合道・杖道称号・段位審査規程**

（趣　　旨）

第１条 この規程は、一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の定める剣道、居合道及び杖道（以下「剣道等」という。）の称号・段位審査規則及び同細則並びに一般財団法人山口県剣道連盟（以下「県剣連」という。）定款（以下「定款」という。）第38条に基づいて行う剣道等の称号・段位の審査に必要な事項を定めるものとする。

（審査員選考委員会）

第２条 県剣連に、剣道等段位を審査する審査員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２ 委員会は、剣道等段位審査の審査員を選考するほか、全剣連の定める剣道の称号・段位審査規則第20条第4項の規定を準用し、会長の諮問に答えるものとする。

３　委員会は、会長が委嘱する理事2人、範士2人及び学識経験者1人の委員合計5人をもって構成する。ただし、これにより難いときは、委員の構成を変えることができるが、同一資格の委員のみによって組織することはできないものとする。

４　委員の任期は、委嘱の日から２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議委員会の終結のときまでとする。ただし、任期満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了のときまでとする。

５ 委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでの間は、なお委員として職務を行うものとする。委員の再任は妨げない。

６　会長は、委員を委嘱したときは、全剣連会長に対し、委員の氏名等を速やかに全剣連の定める様式の書面をもって報告しなければならない。

（審査委員長）

第３条　会長は、理事の中から審査委員長を委嘱する。

　２　審査委員長は、審査会を掌理し、審査事務従事者を指揮監督する。

（審　　査）

第４条 県剣連の行う審査は、次の区分とし、全日本剣道連盟の定める剣道等の称号・段位審査規則及び細則に準じて行う。

（1）四段、五段の審査は県剣連が直接行う。

（2）三段以下の審査については、定款第5条に定める団体（以下「地区剣連」という。）が　 行う。

２　前項第2号の審査は、別記１号様式による申請に基づき、地区剣連主管のもとに行う。

（審査員の委嘱）

第５条　審査員は、委員会の選考に基づき、会長が審査会ごとに委嘱する。

（審査員の選考基準、審査員の数）

第６条　段位審査員の選考基準及び審査員の数は、次のとおりとする。

(1) 初段から三段までの審査員は、錬士六段以上の者とし、審査員数は5人とする。ただし、杖道については、五段の者を充当することができる。

　　(2) 四段及び五段の審査員は、教士七段以上の者とし、審査員数は6人とする。ただし、杖道については、六段の者を充当することができる。

（受審資格）

第７条 県剣連の行う段位審査を受審しようとする者は、地区剣連の会員であることを必要とする。

（審査方法）

第８条 審査を受けようとする者は、別表に定める科目ごとに行い、合否の判定によるものとする。

（受審料等）

第９条 受審しようとする者は、別表に定める受審料等を納入しなければならない。

２ 審査に合格した者は、別表に定める全剣連及び県剣連の定める登録手数料を納入するものとする。

（合格証書の交付）

第10条 合格証書は、地区剣連を通じて本人に交付する。

（再 審 査）

第11条 全剣連の称号・段位審査規則（細則）に定める剣道形・学科の再審査については、次により行う。

(1) 四・五段については、県剣連が主管する審査会において行う。

(2) 三段以下については、地区剣連が主管する審査会において行うこととするが、再審査期間失期のおそれがある場合は、県剣連が主管する審査会において行うことができるものとする。

**附　　　則**

この規程は、平成3年4月28日から施行する。

この規程は、平成6年4月17日から施行する。

この規程は、平成12年4月10日から施行する。

この規程は、平成17年5月22日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（法人設立の日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**1号様式(第４条第２項関係)**

　平成　　年　　月　　日

一般財団法人　山口県剣道連盟会長　殿

地区剣道連盟

会長

道段位審査会（三段以下）の実施について

当地区のみだし審査会を、次により実施されるよう申請いたします。

記

１　実施日時

２　実施場所